

屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件の指定

伊勢原市火災予防条例（昭和48年伊勢原市条例第28号）第42条の2第1項に規定する祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件は、大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので、一日あたりの人出予想が10万人以上、かつ、主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとする。

附 則（令和2年6月8日伊勢原市消防本部告示第3号）

この告示は、令和2年6月8日から施行する。